

「三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）」に関するご意見と

それに対する三次市議会事務局の考え方

「三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例（案）」について、ホームページ等を通じてご意見を募集したところ、2通（2件）のご意見をいただきました。その内の1通（1件）については、ハラスメントや議会に関するものではない個人的なご意見でしたので、ここに掲載していません。

もう1通（1件）のご意見に対する議会事務局の考え方については、次のとおりですので報告いたします。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

通	件数	意見の概要	意見に対する事務局の考え方
1	1	—	—
2	2	ハラスメントは相手との関係性が大きく影響するので、一概にどうという意見はないが、議員の任期に制限を設けてほしい。 政党や地域に1人はとか、親子孫の世襲とかでとなく、県、市町村の為に考え、働ける人に、議員になって欲しい。	ご意見を議会内で共有します。

【連絡先】

住所：三次市十日市中二丁目8番1号

部署：三次市議会事務局

電話：(0824) 62-6179 F A X：(0824) 65-6110

Eメール：gikaijimu@city.miyoshi.hiroshima.jp